

安心・安全な暮らしを守るために

違反対象物の公表制度

平成30年4月1日から始まりました。



市民の皆さんが、建物を安心して利用していただくために
重大な消防法令違反のある建物を阿久根地区消防組合のホームページで公表する制度です。

○公表の対象となる建物

飲食店、店舗、ホテル、病院、福祉施設など不特定多数の人が利用する「特定防火対象物」として指定されている建物です。



○公表の対象となる違反の内容

消防法で設置が義務付けられている消防用設備（屋内消火栓設備・スプリンクラー設備
自動火災報知設備）が一切設置されていない建物です。『**重大な消防法令違反**』

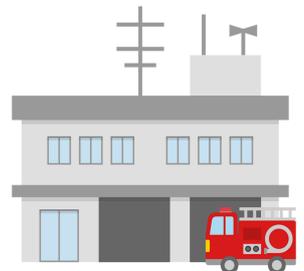


○公表する内容

①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容 ④公表を開始した日

○公表までの流れ

- ①消防署の立入検査で違反を発見
- ②関係者へ違反を通知
- ③阿久根地区消防組合ホームページで違反を公表(14日を経過しても違反が認められる場合)



建物関係者の方へ

建物の増改築や用途変更の予定がある際は、
新たに消防用設備の設置が必要になる場合がありますので、事前に相談しましょう！！

問い合わせ先

阿久根消防署	72-0119
東分遣所	86-0119
長島分遣所	88-5333